

規定(6)

外部講師への宿泊代支払いについて

当科が公開講演会等で外部講師へ支払う宿泊代について、下記のとおり取り決める。

1. 外部講師へ支払う宿泊代1万円は、行事終了後、謝礼金とともに本人へ直接支払う。
2. 実際にかかった宿泊代は、外部講師自身がホテル等へ直接支払う。
前泊の場合は、一時的に外部講師へ宿泊代を立て替えてもらうことになる。
3. 行事担当者は外部講師のためにホテルを予約するなど便宜を図ることがあるが、
実際にかかった宿泊代をホテル等へ支払うことはしない。

以上

この規定は2017年4月1日より適用する(2015年6月19日作成)